

命を守る

住宅用火災警報器

設置していますか？点検していますか？



沖縄県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられた平成23年6月1日から、令和3年6月1日で**10年**が経過しました。

■設置する場所

設置が必要な場所は、**寝室・階段等**※です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。

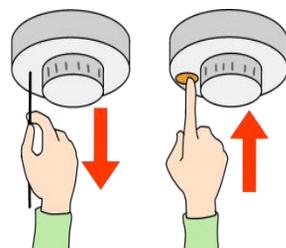
■設置推奨場所

台所、全ての居室。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。最低でも1年に1回は確認しましょう。



※住宅用火災警報器は、**古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。**

ご注意下さい！

○住宅用火災警報器は、ホームセンターや家電量販店などでも販売しています。購入する場合は、国の検定に適合した㊤マークが表示してある製品を選びましょう。

○消防職員などを装い、高額な住宅用火災警報器を購入、設置させようとする悪質な訪問販売に注意しましょう。